

別表第1（第4条関係）

<p>(1) 防火対象物点検結果報告書（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）第4条の2の4第3項の規定によるものをいう。別表第2において同じ。）の写し</p>	<p>申請日（第4条第1項の申請書を管轄消防署に提出した日をいう。以下同じ。）から起算して1年以内に実施した左欄に規定する点検に係るもの</p>	<p>中欄に掲げる書類を消防署に報告している場合</p>
<p>(2) 防災管理点検結果報告書（法第36条第1項の適用がある場合における省令第51条の12第2項において準用する省令第4条の2の4第3項の規定によるものをいう。別表第2において同じ。）の写し</p>	<p>申請日から起算して1年以内に実施した左欄に規定する点検に係るもの</p>	<p>中欄に掲げる書類を消防署に報告している場合</p>
<p>(3) 防火対象物点検報告特例認定申請書（省令別記様式第1号の2の2の2の3によるものをいう。別表第2において同じ。）の写し</p>	<p>申請日の直近のもの</p>	
<p>(4) 防災管理点検報告特例認定申請書（法第36条第1項の適用がある場合における省令別記様式第16号によるものをいう。別表第2において同じ。）の写し</p>	<p>申請日の直近のもの</p>	
<p>(5) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（省令第31条の6第4項によるものをいう。別表第2において同じ。）の写し</p>	<p>申請日から起算して1年以内に実施した左欄に規定する点検に係るもの</p>	<p>中欄に掲げる書類を消防署に報告している場合</p>
<p>(6) 製造所等定期点検記録表（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）（法第14条の3の2に基づく定期点検に関するものをいう。別表第2において同じ。）の写し</p>	<p>申請日から起算して1年以内に実施した左欄に規定する点検に係るもの</p>	<p>中欄に掲げる書類を消防署において確認している場合</p>
<p>(7) 定期調査報告書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第36号の2の4様式によるものをいう。別表第2において同じ。）の写し及び定期検査報告書（同令別記第36号の3様式によるものをいう。別表第2において同じ。）の写し</p>	<p>申請日の直近において実施した建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項に規定する調査及び同条第3項に規定する検査に係るもの</p>	
<p>(8) その他消防長が必要と認める書類</p>	<p>その他消防長が必要と認めるもの</p>	